

令和 8 年度日出町プロモーション映画制作業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、本町の魅力を内外に発信し、地域ブランド力の向上及び観光誘客・関係人口の創出を図るため、本町を舞台とした短編映画を制作する業務を委託するにあたり、受託者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

本業務で制作する映画は単なる芸術作品ではなく、「映像を活用したシティプロモーション事業」として位置づけ、町民や町内企業が関わる地域連携型の制作を基本とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和 8 年度日出町プロモーション映画制作業務委託

(2) 業務内容

別紙「令和 8 年度日出町プロモーション映画制作業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。なお、仕様書に含まれていない事項であっても、事業目的の達成及び事業効果の向上に資する提案は含めることができるものとする。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(4) 契約金額の上限額

本業務に係る契約金額は、受託者が提案する総事業費の 2 分の 1 以内とし、かつ、13,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

(5) 受託候補者の選定方法

受託候補者の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。本業務は、価格のみならず、企画内容、実施体制、発信力及び協賛金調達能力等を総合的に評価する必要があることから、本方式を採用する。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者とする。

(1) 法人格を有する者であること。

ただし、法人格を有しない団体であっても、次の要件をすべて満たし、本町が適当と認める場合は参加を認める。

ア 代表者が明確であり、契約締結主体として責任を負うことができること

イ 定款、規約等により組織運営が明確であること

ウ 収支管理体制を有し、協賛金等の適切な管理が可能であること

エ 本業務を遂行するための実施体制及び実績を有すること

- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始決定後において、事業継続に支障がないと認められる場合はこの限りでない。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
※法人格を有しない団体の場合は、代表者について適用する
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が経営に関与していない者であること。
- (6) 法令及び公序良俗を遵守し、社会的信用を有する者であること。
- (7) 映像制作（映画、ドラマ、CM 等）に関する実績を有し、本業務を円滑に遂行できる体制（企画、制作、進行管理及び広報等）を備えている者であること。
※団体の場合は構成員の実績を含めて評価する
- (8) 日出町の競争入札参加資格を有する者であること。ただし、当該資格を有していない者については、受託候補者に選定された場合に、契約締結までに当該資格を取得できる者であること。

4 選考スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。なお、都合により変更する場合がある。

NO	内容	日程等
1	案件公表・募集開始	令和 8 年 5 月 1 日（金）
2	質問書受付期限	令和 8 年 5 月 8 日（金）正午まで（必着）
3	質問書に係る回答期限	令和 8 年 5 月 12 日（火）までに、本町ホームページにて公表する。
4	参加表明書・企画提案書等提出期限	令和 8 年 5 月 20 日（水）正午まで（必着）
5	一次審査（書類審査）	令和 8 年 5 月下旬
6	一次審査結果通知	令和 8 年 5 月下旬
7	二次審査（プレゼンテーション審査）	令和 8 年 5 月下旬
8	二次審査結果通知	令和 8 年 5 月末から 6 月上旬頃（予定）
9	契約締結	令和 8 年 6 月上旬（予定）

5 仕様書等に関する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付方法

本実施要領及び仕様書に関する質問は、会社名、担当者名及び連絡先を明記の上、質問書（様

式第1号)により電子メールにて提出すること。なお、電話、口頭等による質問は受け付けない。

(2) 質問受付期限

質問の受付期限は、「4 選考スケジュール」に定めるとおりとし、期限を過ぎて提出された質問は受け付けない。

(3) 回答方法及び回答期限

質問に対する回答は、「4 選考スケジュール」に定める期限までに、町公式ホームページに掲載する。

なお、質問者名は公表しない。

また、回答内容は、本実施要領及び仕様書の追加又は修正として取り扱うものとする。

(4) 留意事項

質問内容が、本事業の趣旨から逸脱している場合、特定の事業者の提案内容に関わるものと認められる場合又は公平性の確保に支障を及ぼすおそれがある場合には、回答しないことがある。

(5) 提出先

日出町ひと・まち・未来創生課（担当：一宮）

E-mail : miraisousei@town.hiji.lg.jp

6 参加表明書及び企画提案書の提出

(1) 参加資格審査

提出書類に基づき参加資格審査を行い、その結果を通知する。

参加資格を満たさない者は、本プロポーザルに参加できない。

(2) 提出方法

提出方法は、持参又は郵送とする。

郵送の場合は、提出期限までに必着とし、発送後に電話等により到達確認を行うこと。

なお、提出期限は、「4 選考スケジュール」に定めるとおりとする。

(3) 提出先

〒879-1592 大分県速見郡日出町 2974 番地 1

日出町ひと・まち・未来創生課（担当：一宮）

(4) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。

ア 参加表明書兼誓約書（様式第2号）

イ 組織概要及び業務実施体制調書（任意様式）

※次に掲げる事項を記載すること。

・組織概要（事業者名、所在地、設立年月日、資本金（法人の場合）、事業内容等）

・本業務に係る実施体制（業務責任者及び主な担当者の氏名、役職、経歴及び本業務における役割、組織体系、リスク管理体制等）

・業務遂行体制の特徴（体制上の強み、類似業務における実績等）

- ウ 業務実績一覧表（様式第3号）
- エ 見積書（任意様式）
- オ 企画提案書提出届（様式第4号）
- カ 企画提案書（任意様式）
- キ 各種証明書（履歴事項全部証明書、印鑑証明書、納税証明書、直近の財務諸表等）

※法人格を有しない団体にあつては、上記に代えて、次に掲げる書類を提出すること。

- ・団体の規約又は会則、構成員名簿
- ・代表者の本人確認書類及び印鑑証明書
- ・代表者の納税証明書
- ・収支状況が確認できる書類（収支報告書等）

(5) 企画提案書の作成に関する留意事項

- ア 用紙はA4判とし、10頁程度を目安とする（表紙及び目次は含まない）。
- イ 本業務の目的がタウンプロモーション施策であることを踏まえ、専門的知識を有しない者にも理解できる平易な表現とすること。
- ウ 企画提案書は、評価基準との対応関係が明確となるよう、以下の項目構成に基づき作成すること。
 - ① 作品企画
作品のコンセプト、ストーリー概要、ターゲット設定
 - ② 地域魅力の表現
本町の魅力の表現方法、主要シーン案、想定ロケーション、地元事業者活用方針
 - ③ 発信戦略
上映計画、SNS活用方針、動画配信及び映画祭出品の方針、公開後の展開
 - ④ 協賛金調達計画
調達方針、調達対象（町内・町外）、調達手法及び見込額
 - ⑤ 実施体制・実績
監督、主要キャスト、制作スタッフ、過去の実績（映像資料等）
※特定の個人名を記載する場合は、「確定」又は「候補（想定）」を明記すること。候補の場合は、同等水準を確保するための方針を示すこと。
 - ⑥ 業務実施計画
業務スケジュール、制作工程、リスク管理、資金計画
 - ⑦ 権利処理及び運用
著作権、肖像権等の処理方針、町による活用方法
 - ⑧ 費用計画
見積内訳、費用対効果
 - ⑨ 総合提案（任意）
本事業の目的達成に向けた総合的提案
- エ 企画提案書の表紙は「企画提案書」とし、正本にのみ事業者名を記載すること。
- オ 副本については、事業者名、ロゴマークその他事業者が特定される情報は一切記載しないこと。

また、写真、映像資料、実績資料等においても、事業者が特定される情報が含まれないよう十分留意すること。

カ 匿名化の不備が認められた場合は、審査対象外とすることがある。ただし、軽微な不備については、町の判断により補正を求めることがある。

(6) 提出部数

正本 1 部（代表者印を押印したもの） + 副本 6 部（押印不要）

(7) 留意事項

ア 提出後の書類の差替え及び再提出は認めない。ただし、町が必要と認めた場合はこの限りでない。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て参加者の負担とする。

エ 提出書類に不備がある場合は、失格とすることがある。

7 選考方法及び選考基準

(1) 審査体制

本業務の受託候補者の選定にあたり、「日出町プロモーション映画制作業務委託受託者選定委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、公正かつ中立な審査を行う。

(2) 審査方法

ア 一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等の内容について、評価基準に基づき審査を行い、上位者を二次審査の対象者として選定する。

イ 二次審査（プレゼンテーション審査）

二次審査は、一次審査を通過した者を対象に実施する。

① 実施日時及び場所は、対象者に別途通知する。

② プレゼンテーションは 20 分以内、質疑応答は 10 分程度とする。

③ 出席者は 3 名以内とする。

④ プレゼンテーションは提出済みの企画提案書に基づき行うものとする。

(3) 評価項目・評価基準

審査は、以下の評価項目及び配点に基づき総合的に行う。各項目は 5 段階で評価する。

評価項目	配点	主な評価観点	提案書対応項目
企画力・独創性	15 点	ストーリー性、独自性、映像表現	①
地域資源の活用	15 点	地域資源の活用、魅力表現	②
発信力・波及効果	15 点	上映・SNS・配信・映画祭	③
継続的活用・展開性	5 点	二次利用、公開後展開	③・⑨
実現可能性	10 点	スケジュール、リスク管理、資金計画	⑥
実施体制・実績	10 点	スタッフ構成、実績	⑤

費用の妥当性	5点	見積と成果のバランス	⑧
協賛金計画	5点	調達方法、実現性	④
地域経済波及効果	5点	地元事業者活用	②
タウンプロモーション適合性	10点	観光誘客・関係人口創出	全体
権利処理・運用性	5点	利用しやすさ	⑦

(4) 選定方法

審査委員会の各委員の評価点を合計し、最も高い評価を得た者を受託候補者として選定する。なお、一定基準に満たない場合は失格とする。また、同点の場合は「企画力・独創性」及び「タウンプロモーション適合性」を優先する。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 提出期限を過ぎた場合
- イ 虚偽記載があった場合
- ウ 匿名化違反があった場合
- エ プレゼンテーションを無断欠席した場合
- オ その他不正行為が認められた場合

(6) 留意事項

- ア 審査内容及び評価結果の詳細については公表しない。
- イ 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。
- ウ 副本（匿名化資料）により書類審査を実施するものとする。

8 審査結果の通知及び公表等

- (1) 審査結果は、全ての参加者に対し電子メールにより通知する。
- (2) 審査結果に関する異議申立ては受け付けない。
- (3) 審査内容、評価点及び選定過程の詳細については非公開とする。
- (4) 受託候補者の名称その他審査結果の概要については、町ホームページにおいて公表する。
- (5) 審査結果について不採用となった者は、通知日から 5 日以内に書面により理由の説明を求めることができる。町は、請求があった日から 5 日以内に書面により回答する。

9 契約手続

- (1) 契約にあたっては、仕様書及び提案内容を踏まえ、最終仕様を確定し、最優秀候補者から改めて見積書を徴し予定価格の範囲内であることを確認したうえで、最優秀候補者と本業務の委託契約を締結するものとする。
- (2) 本件公募は、委託契約候補者の順位を決定するものであり、契約締結を保証するものではない。なお、受託候補者との協議が整わない場合又は履行が困難と判断される場合は、次点者と協議を行うこと

がある。

- (3) 契約保証金については、日出町契約事務規則の定めるところによる。なお、同規則に基づき免除する
場合がある。

10 参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第5号）を提出すること。

11 その他

- (1) 町は、必要に応じて本プロポーザルを延期又は中止することができる。この場合において、参加者はこれにより生じた損害について、町に対して一切の請求を行うことができない。
- (2) 提案内容については、契約締結後においても、町との協議により必要な範囲で変更することがある。
- (3) 任意団体に関する留意事項
法人格を有しない団体が参加する場合は、次の事項に留意すること。
- ア 契約は代表者が主体となること
 - イ 業務履行に関する責任は代表者が負うこと
 - ウ 構成員の変更は町の承認を要する場合があること
 - エ 協賛金等の資金は適切に区分管理すること
- (4) 本要領に定めのない事項は、審査委員会の審議を経て決定する。

12 問い合わせ先

〒879-1592 大分県速見郡日出町 2974 番地 1
日出町ひと・まち・未来創生課（担当：一宮）
TEL:(0977)73-3158 FAX:(0977)73-0843
E-mail : miraisousei@town.hiji.lg.jp